

2013. 12・18 文科省要請 テープ起こし

於：参議院議員会館会議室

出席者： 文科省 …渡辺裕人（初等中等教育局教科書課課長補佐）、
 嶋田孝次（初等中等教育局教科書課検定調査第一係長）
 福島瑞穂事務所…石川顕（秘書）
 「訴える会」…佐藤昭夫、高嶋伸欣、土野信子(司会)、増田都子、〇〇〇〇

○質問項目

1、 学校教育法 34 条（第 49 条、第 62 条は準用）にある「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書…を使用しなければならない。」という規定は、教科書「検定」は文部科学大臣（文科省）以外の行政機関が行うことはできないことを意味すると考えられるが、見解を明らかにされたい。

文科：指摘のとおりです。教科書検定は文部科学大臣が行います。

2、 文科省 HP「検定 3. 教科書検定の趣旨 1. 教科書検定の意義」に拠ると、「教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めること。」とある。

この規定によると、「文部科学大臣」（文科省）以外の機関が「教科書として適切か否かを審査し」、「否」としたものを「教科書として使用することを認め」ないことがあり得ると想定しているとは考えられないが、見解を明らかにされたい。

文科：ある教科書について、文科大臣以外の何らかの行政行為によって、全国どこでも教科書として使用することが認められない、ということになれば、それは、そういったことは考えられないということになると思うんですが、各教育委員会の教科書採択の結果として、その採択されなかった教科書が、その結果として、その使用することを認められない、ということはあるうと考えております。

3、 「文部科学大臣が教科書として適切」とし、「教科書として使用することを認め」た実教出版(株)の日本史 A,B について、東京都教育委員会（以下、都教委とする）が 6 月 27 日の定例委員会において、「都立高等学校等において」教科書として「使用することは適切ではない」と議決したことは、学校教育法 34 条（第 49 条、第 62 条）に違反するのではないかと考えられるが、見解を明らかにされたい。

文科：ご指摘の都教委の決定というものにつきましては結論から申し上げますと、学校教育法 34 条またはその準用する規定に違反するものではないと考えております。

その理由といたしまして、その都教委の決定は地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地

教行法の 23 条第 6 項の教科書採択権限に基づくものであって学校教育法 34 条またはその準用する規定で定めます文科大臣の教科書検定を行うということであつたりとか、34 条の元々意図する教科書の使用義務ということに関して何ら抵触するものではないと理解していることから、違反するものではないと考えています。

4、 文科省初等中等教育局教科書課が、上記都教委による 6 月 27 日の議決以前に、「法的に問題はないか」等の問いあわせを受けていたことについて。

① 文書、電話、メール、直接面談に分け、問い合わせのあった日時と、都教委の質問者の氏名を明らかにされたい。

② ①に対し、初等中等教育局教科書課の誰が、どのような回答をしたのか、明らかにされたい。

文科：①は、6 月 7 日、都教育庁指導部、高木管理課長から電話で問合せをいただきました。②はメールで回答しました。電話でも回答しています。6 月 10 日、担当企画係長の岩岡というものが回答しました。

内容は、採択権者である教育委員会の判断によって、学校による調査研究に先立って、教育委員会が一部の教科書の不採択を決定するということは法令上禁止されるものではない、と回答しています。その際、合わせてそのような決定を行うことにつきましては、きちんと説明責任を果たしていく必要がある、ということ併せて申し上げました。

そのお問い合わせの内容として、このような決定が二重の採択に当たらないか、採択しないという方針を示す事態は、翌年度の使用教科書を決定するという行政行為ではないので、採択しない、ということは採択行為そのものではないので、これは二重の採択に当たらない、という考え方を示しました。

教科書の採択をする、ということは翌年どういった教科書を使うかということを決める行為なので、結局、その、これを使わない、ということを決める行為なので、結局、これを使わないということを決めるということは翌年度使うものを決めた、という行為ではないので、それは採択が二度行われた、ということにはならない、というように回答しております。メールで回答しました。

5、 「11 月 22 日の教科書検定審議会」において、文科省教科書課の永山裕二課長と大西啓介企画官は、「①未確定な時事的事実を記述する場合、特定の事柄を強調し過ぎない、②政府統一見解や確定した判例を取り上げる。」よう、小中学校社会科（高校は地歴・公民）の検定基準の改定を提起してきた。

① 実教出版の高校日本史 A,B 教科書が、国旗国歌法を巡り「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」と記述した箇所は、①文科省の『産経新聞』への「(東京や大阪は)職務命令が出ているから強

制」という回答、国旗国歌法審議時の野中官房長官(当時)の「国民に強制するものではない」という国会答弁のいずれにも合致し、政府見解に合致していると言える。

よって、もし検定基準の改定がなされたとしても、当該記述は、今後も検定によって削除を要請されるものではない、と考えるが、見解を明らかにされたい。

② 「我国の歴史に誇りを持てるような」教科書というなら、歴史の陰の部分や誤りも直視し、謝罪すべきは謝罪して、それを克服するような努力があつてこそ、誇りを持てるようになるのではないかと考えられるが、見解を明らかにされたい。

③ 「政府統一見解や確定した判例を取り上げる」と共に、それに対する批判的見解も記述してこそ「バランスのとれた教科書記述」になると考えられるが、見解を明らかにされたい。

文科：①について。個別具体的な教科書記述については申請図書が提出されてから新しい検定基準に従って行われる教科用図書検定審議調査会において、学術的専門的審議を経て適否が判断されることになるので、現時点で当方の立場として影響の有無について判断することは適当でないし、できません。

② について。学習指導要領などに基づいた上で、どのように教科書を著作編集するかということは、各発行者の裁量に委ねられているところで、各発行者の創意工夫にかかるような部分について、文科省として、これが良いとか悪いとか言及することは難しいことでありますけれども、ご指摘のような観点から教科書を著作編集するという発行者があつて、そのように著作編集することも、もちろん、十分考えられるというふうに考えております。

③ について。教科書改革実行プランに掲げられました政府の統一見解や確定した判例がある場合の対応ということにつきましては、それらの見解などある場合はそれらに基づいた記述がなされているということを求める、という主旨で政府の見解と異なる見解があることを併記することまで否定する主旨ではございません。

なので、ご指摘のような観点から後者が政府の見解と異なる記述を書いて教科書を著作編集するということも当然に考えられるというふうに考えています。

質疑応答

高嶋：元々、教科書は全国一律ですけど、沖縄から見ると、「なんで、一律なんだ？」と現場からあがってやりにくい。

戦後、検定制度がスタートした時、もともと、国がまとめて作るのと同時に、都道府県ごとに検定するということを法律に盛り込んでいた、ただ、紙の事情が良くないから当面、県ごとの検定を先送りすることになったのが、いつの間にか法律の条文から消えてしまった…全国一律（国

の検定)という状況になった経過があるんです。

現実に照らしても検定制度が発足したときのそもそもの考え方から、これでいいんだということではないはずです。こういうことを議論できる場を審議会で…今更の検定基準がどうのこうのと議論する前に、この質問に

ただ「現実はこちらですから」じゃない問題提起という受け止め方をしておいて欲しいのですがね…

それと絡めて言えば、小中はまだしも、高校はね、「検定制度やめたら」(という主張が)主要新聞社説で一斉ではないが時期はずらしながら、社説で、もうこの十年間バラバラ繰り返し指摘していますね。そういう世論に関して検討している姿勢が外から、全然、見えません。

ただ、検定を強化する方向でなく、幅広い議論が必要ではないかというふうに自民党の中でさえ、一時期、選挙公約することになりかかった。そこらへんは部内で検討されているんですか。

渡辺：率直に申し上げて、現在は検討していません。

高嶋：少なくともあなた方が、教科書課に入ってから、そういうことはなかった。ここ数年ない。外からそういう要求を繰り返し、しないとダメだということですね。

高校は採択の方が問題になってきているので、改めて検定の中身のこと、検定基準がね、とりあえず、中学に影響すること、来年は高校では検定のあり方がそこでも問題になります。そういう議論を起こす必要性が我々の方にもある中でも、皆さん、世代交代しているから、戦後の教科書行政の中で、なぜ、それが消えてしまったのか、そこらへんは政治的意味とは別の立場で反省とか…

佐藤：結果として採択されなかった、ということならわかるのだが、そうじゃなくて「(教育委員会が教科書として)適切でない」ということは、どうなんだ？ということが問題だと思うんです。あらかじめ、文科大臣が「教科書として使用すること」を認めたものを、(文科大臣が教科書として)「適切」だと判断して認めたものを「適切でない」というのが問題だと思うけども。

文科：「(これは)適切ではない」ということは「教科書ではない」と、教科書であることを否定することは全くおかしいことを言っていることになるが、東京都において使う教科書として「これは採択すべきでない」と東京都として考えた、ということであれば、それはあくまで東京都の採択権限の中の話で…

佐藤：「採択しない」という権限はあるとしても、あらかじめ「これは適当ではないから排除する」という、そういう権限が(都教委に)あるのですか？

文科：それは、結局、「それは排除する」ということも含めて採択権者である東京都の判断である、というふうに理解しているということです。

高嶋：そこまで地教行法の（23条）第6項の拡大解釈の拡大解釈をしていったら、どこまでエスカレートするだろう？ という懸念を覚えます。

事前に指導する形で東京と神奈川県で学校希望票を書き換えさせているわけで、校内で調整させて教育委員会は傷つかないような形になっているわけじゃない？ 教委が強権発動させたのではない、採択権限を具体的に行使しました、というなら、まだスッキリするじゃないですか。それは教委がちゃんと責任とるつもりなら、それを現場に事前に形がうやむやの圧力をかけて、「指導」と言って書き換えさせておいて、手続きとしては「学校の希望通りにしたんです。」というふうに見える形にしている。

文科：東京都でやったやり方と神奈川でやったやり方は、それぞれ違うと思っています。一つ一つ評価するのは難しい面もあるが、文科省の立場として、（東京も神奈川も）全てやったことは採択の権限の範囲はあるけれども、採択権限の行使については教育委員会として地域住民に説明責任が発生することであるので、そういうことはしっかりやってほしいというのが文科省の立場です。

増田：私たちは学校教育法34条の教科書検定のことを問題にしているのであって、今、採択権限のことは言っていない。今、言っているのは文科省が「教科書として適切」と認めたものを、都教委は、教育委員会の場で、採択以前に「（教科書）として使用することは適切でない」という言葉をはっきりと使って、「東京都の地域においては使ってはいけない」と（決めました）…

「全国なら、教科書検定で問題であるけれども、東京都の地域（だけなら）やってよろしい」というふうに、先ほど（あなたが言ったように）聞こえたのですけれど…

文科：それは、たぶん、「東京都の決定が何を言っているか」ということの解釈に関することだ、と思うんですが、東京都が「教科書として使うことは適切でない」と判断したということは、先ほど申し上げましたとおり、「検定」は「文科大臣がやること」で、逆に言うと、他の人は「検定しました」といっても、それは法令にいう「検定」にならないのであって、東京都がやったことは、「検定」ではありません。

増田：要するに教科書検定というのは「教科書として適切か否か」というのを決定する、ということですよ？ 文科省が「全国どこでも（教科書として）使ってよろしい、（教科書として）適切である」と認めた教科書について、「これは教科書として使用することを認めない、使用することは適切でない」と、これを公に定めるということは「検定」ではないですか？

文科：「定める」というか、結局、採択の行為の一環だと申し上げているんです。検定教科書は一つの教科にたくさんの種類があって、その中から一つを選び取らなくてはならない時に、結果として使わない教科書が出てくることはあるので…

高嶋：それは分かるんですけど。

文科：やり方が、かなり、異例なやり方だったけれども、通常の採択の範疇に収まるものだと文科省は理解していますという、そういうことです。

高嶋：そこがね、拡大解釈になっているなと思うのだけど、文科省は検定をする時に、さっき言ったように地域版じゃなくて全国版ということを想定して検定しているわけだから、全国どこで使うことになっても不都合はないはずだ、と…不都合が生じないように、という前提で検定意見をつけているわけじゃないですか。ある意味、そこで執筆者の表現の自由も規制され、それに応じなければ不合格になる、ということで執筆者は（検定意見に）従って書き変えているわけなのです。

そういう（文科省の検定）権限行使の結果（の適切な教科書）であるはずなのに、東京都の教委は「これは東京都の学校で使わせるわけにはいかない中身が書かれている。」ということで、「その中身がある教科書は使うなよ」と指導した、というわけでは「文科省の検定は適切でなかった」という判断を東京都教委はしたも同然だと取れますよね。

佐藤：だから、いくつも合格した教科書があり、そのうちの「これが最も（教科書として）適当だ」という判断なら、もちろん、結果としてそれになった（と言うなら別だが）、「他のものが適当でないから、こっちを選ぶのだ」と、そういう言い方が、どうしてできるのか。

文科：教科書を選ぶ時に、「この点が良い」と教科書を選ぶときもあれば、「この教科書は、この点が、こういう点で説明が不足している」とか、また「取り上げ方が、うちの町と合わない」とか、いろんな判断がある中で、結局、教科書採択というのは、いいところもあるが「この教科書はうちの町ではふさわしくないな」ということでも選ばれることがあるので、都教委は今回、まあ、やったことというのでは、かなり異例なことであったことだと思うのですが、結局、通常の採択の範囲の決定であったと当方では考えています。

増田：「異例」なのが、「通常」なんですか？

文科：ああ、それは…

司会：「かなり（異例）」とおっしゃっていましたよね。

増田：どこら辺を「異例」とおっしゃっているのですか？

文科：それは「議決」というやり方で（学校が選定する前に）あらかじめ示した、ということに関して、我々としても聞いたことがなかったのも…

司会：そうですね。

〇〇：（都教委の）高木さんから、具体的に「議決しますよ」という問い合わせがあったのですか。高木

さんの質問の中身をさっき、おっしゃってなかったの。

文科：電話で問い合わせがあった、ということなんですけど。

〇〇：中身…

文科：議決なのか、表明なのか分からないのですが、教育委員会で（学校が選定する前に）あらかじめ、そういうことを表明して、学校長に通知したいと考えているけれど、そういうことは可能か、という問い合わせがありました。

佐藤：「（それは）異例だ」という返事は、どうしてしなかったの？

文科：問われていることは「法令上、可能か？」というものの問い合わせであったので、先ほどお答えした（通りです）。

増田：「（それは）異例だ」ということはいわなかったのね？

文科：それは電話でのやりとりの中で、そういう単語は出たかということは、ちょっと（覚えていない）…もちろん、都教委としても他の教委がやられていないことなので、法令上可能なかどうかということで、問い合わせがあったということです。

高嶋：すると…東京都は去年、そういうことはすでにやっているんですよ…こんな公然としたやり方ではなくて、電話でね、ある意味、内々に働きかけるということをやっていた、それを今回は公然とね、議決して文書で流す、という形で踏み切ったということではね、文書にするかどうかということは別にして、「事前に、これは（教科書として）ふさわしくない」という意向を（学校に）伝える、というやり方はすでに二度目、ということになりますから。

増田：（文科省初等中等教育局教科書課）部内では、どのような話し合いがあったんですか？

司会：（6月）7日～10日まで、そのような話し合いをされた？

文科：話し合いというか、もちろん、法解釈の考え方について議論した、ということなんですけど…

〇〇：永山課長も含めてですね？

文科：もちろんです。

増田：どのようなやりとりだったんですか？

文科：私はその時に（部内に）いませんでした。詳しいやり取りは各個々人が行政官として判断して…問い合わせがあって考え方を整理して、課としてオーソライズして、東京都に考え方を連絡したという…

増田：それは岩岡企画係長が中心になってまとめたということですか？

〇〇：鈴木さんじゃないですか？

文科：それは内部の話ではありますが、（都教委の）採択には、岩岡というものと、私の前任のものとうちの課長と、基本的にはその3人しか（かかわっていません）。

増田：「（都教委のやり方に）それは、まずいんじゃないの？」という声が出なかったのは不思議だと思うんですけど、無かったんですか？

文科：それは、途中の検討に関すること、っていうのは私も承知していません。

〇〇：高木さんに対して「異例だ」ということは電話でのやり取りの中であつたんでしょ？ 言葉としては、ともかくとして。

文科：申し訳ございませんが、記録として残っているところでは分かりません。「こういうことは可能か」という問い合わせに、「こういうふうに回答した」ということなので。

〇〇：今は「異例だ」と思うけれど、当時は異例かどうかは、今は言えないということですか。

文科：他に例がないから問い合わせをいただいたことなので、そういう意味では、もちろん「異例」という言葉をどのように受け止められるか…もちろん、例のないことだからこそ、問い合わせがあつたことだし、例のないことだからこそ、うちの中でも、十分検討したことです。

高嶋：ということは、去年の場合は、東京都は問い合わせがなくて、単独で判断して行動した、ということで、教科書課は問い合わせを受けてない、ということで、今年初めて？

文科：記録では残っていません。うちの課として、今までやった整理（判断）と違うことをいうときには、ちゃんと対応者に拠って答えが違わないように、問い合わせの結果を残します。

通常、いつも聞かれるようなことは記録して残るようなことはありません。聞き方によるところもあるし、もしかしたら、電話一本、確認があつたかもしれません。

高嶋：でも、これは明らかに「前例がないな」ということは気付かれるはずですから、問い合わせがあ

れば、記録に残るでしょうから、そういう類の問い合わせの記録はない、ということは言えるわけですね。

〇〇：電話はあったかもしれないけれど、少なくとも記録してはない？

文科：はい。

増田：（「異例だ」という）これを「良し」と答えられたことが信じられない…採択権の問題ではなくて…（教科書）採択というのは学校の教員たちが中心になっていろいろな資料を教委に出す中で選ぶ、それを最終的に…私たちは、それも拡大解釈だと思うけど…教委が採択する、ということで、この実教出版の問題が出るまでは、東京都だって…すら…高校の先生たちの選定を尊重して採択していたわけなんですね。

とにかく、それを「自分たちの考えからして気に入らない」ということで、学校の先生たちが選定する以前に「全国どこでも使っていい」という、文科省がお墨付きを与えた教科書を「教科書として適切でない」と、公に定めること…去年は電話で（校長に）圧力かけたんですけど、そういうことが学校教育法上、許されないことを、（文科省が）すんなり「いいですよ」ということが信じられないんですけど、これは採択の問題ではなくて、教科書の選定の問題で…教科書として使用することを（文科省が）全国的に認めたものですね、（それを）「教科書として適切でない」という（暴挙を）、「これは要するに、採択の過程に含めるからいいんだ」ということはあまりにも無茶苦茶ではないかと思いますが…

文科：もちろん、高等学校段階で採択に関しましては今、お話にありましたように、各学校の意向を聞いて教委が決定するというのが通常のやり方でありまして、一方でごあんないかと思えますけれども、そういったやりかたをするというのは法令上、何ら定めがあるわけでもなく、結局、その法制上の定めがあるのは「教育委員会が採択権者でありあます」ということが定められて…

増田：そこら辺は、私たちは違う意見を持っておりますが、法令上は「（教育委員会は教科書その他教材に関する）事務を執る」だけですから、「（教育委員会に）採択権がある」というのは（地教行法）第23条6項にはないですからね。

文科：というよりは、文科省としては、それは、ずっと、そのように…

増田：見解は承知しています。

高嶋：文科省の地方教育行政法の（23条）6項についての法令解釈権実務上はとりあえず、文科省にあるという立場をずっととってきた…いろんなところで、繰り返し聞かされているんだけど、ここまで拡大解釈しちゃったらね、際限がこれからなくなるだろうな、ということを（文科省は）どこまで念頭に置いているのだろうか…というのも、我々としては懸念するわけです。

高校の教科書などは日本史の場合は10冊を超えるぐらい多数あって、選ぶ方も苦勞する、というのがありますけれど、点数が少ない科目ありますよね、そういうのについて何らかの思惑からね、あらかじめ「この教科書はこういう点が気に入くない」とか、いろんな理由を付けて、事実上は1点しか残らないような、そういう見解を表明するようなことになったとき、「それは行き過ぎだよ」と言えるのかな？

とにかく、教育委員会に丸投げしてますから、という形でね、教科書行政の担当官庁として責任持てることになるのかな？ 元々、法令解釈をムリしているところから、逆にそれに便乗する行為が出始めたなあ、というところで、歯止めをかける努力をどのくらいしているのかなあ、と心配するわけですよ。

増田：それと、今の高嶋先生（の話）は、東京都教委は、今年、一社（排除）だったんだけど、8社、9社ぐらい「（排除すると）言ってもいい」ということになりますよね？ 今は東京都のことですけど、日本全国に教委は1,000ぐらいあるんですよ。

そうすると、今の渡辺課長補佐の言い分で行きますと、1000の教委が「この教科書は不適切だ」「これは適切でない」と言っても、法令上は問題ない、ということになるわけではないですか。一つの教委の中でも、たとえば、東京都教委が、もう10社あったら、8社はそのうち「考えが合わない」から、「（教科書として）使用することは適切でない」と言ってもいい…1000の教委の中で、それを言ってもいい、ということになれば、本当にシツチャカメツチャカというか、「法令に」何の意味もなくなるんじゃないですか？ 「（学校教育法に規定された）検定」の意味が…

文科：「8社、全部排除」というのはどうか、と言うのは仮定の話なのでなんとも言えないということはあるんですが…

増田：ありうるんじゃない？

文科：最初、「こういうふうに回答しました」というところで申しあげました通り、（教科書）採択ということに関しては、実務事務なので、それは教委が各地域の教育の執行機関として説明責任がある、それは、やはり、高等学校について、さまざまな学科があったりと、そういった中で、そういう一律なことをやることについて、きちんと説明できるか、ということですが、そういったことは問われるということが、まず一つと、1000の教委がそれぞれ同じような判断をしたらどうか…

増田：（それぞれが）別々に「この教科書はダメ…」

あなたのご説明では「法令上、問題ない」ことになりますよね。

文科：それはまた仮定の話ではありますが、率直に申し上げあげて、私の説明のとおり、それぞれの教委が個別にそう判断したら、それは「それぞれの教委の判断なので正しい」というか、「その教委の判断は間違っている」ということにはならない…おそらく、そこまで、1000ある教委が

…

増田：それは分かりやすくするためにいったことで、教科書検定制度の意味がなくなることを文科省は今回の都教委に対する事前承認でやること（を）やったのではないかと、言っているわけで…

文科：意味があるかないかということでは、我々の検定を通った教科書でも、どこにも採択されずに使われない英語の教科書とかあるんで…

増田：採択の結果は良いんです。採択以前に「教科書としてダメだ」という（ことを）「各地の教委が、それぞれバラバラに決めてもよろしい、採択の過程なのだから」という…（私たちは）「採択の過程」ではなくて、「（学校の教科書）選定」のことを言ってるので、「選定」の場合は、「文科省の検定に合格した教科書は全て（学校が）選定することができる」ということは、検定の条件ではないですか。

それを先生たちが選定する以前に「これは教科書としてダメだ」、つまり、文科省検定の否定ではありませんか。

文科：それは回答は繰り返しになってしまう…結局、そういったことも文科省の権限の中で…

〇〇：さっき、増田さんが「教員が中心になって（教科書を）選ぶ」と、おっしゃったじゃないですか。これは高校はやっぱりね、特に必要だと思うんですね。高校って、生徒のレベルがバラバラだから、都教委が 200 校全部を知っているわけないんだから、教員が中心になって選べないよう、事前にするのはおかしいじゃない？ もう一回明確に答えてほしい。

生徒の実態を知っている人（教員）が（教科書を）選ぶのを、なぜ、教委のオジサンが勝手にね、政治的な判断で選ぶのか、それから、もう一つだけ、「説明責任」と言われたけれど、神奈川の「教委の説明責任」という資料見たんだけど、3 行だけなんですよね、実教排除して他の教科書を選んだのは…

高嶋：そこはね、別のいい方すれば、カリキュラム決定権は学校現場にある、ということ、これは全国共通した文科省も教委も認めている原理ですよ。その、「カリキュラム決定権を具体的に裏付けるものが教科書選定、採択である」というのが当たり前の話だと思うんですが…で、さらに文科省が 4 月に出した新しい年度の採択に向けての指導の文書でも、それから、それに合わせて 4 月から 5 月に教委から学校に出す採択に向けての本年度の方針でも「各学校の教育目標や生徒の状況に合わせて適切な教科書を選定するように」という…言い方が教委によって少し表現がマチマチですけど、必ずあって、東京都もそれは言ってるんですよ、それなのに、こういう形のことが行われて、それを事実上覆すようなことをやった、ということになるんだから、説明責任はきちんと果たすべきだ、という念を押した話の脈絡になりますけど、実際に「説明責任は果たした」という（都教委からの）報告は入っているんですか。

文科：指摘していただいたように高校は各学校で教育状況がさまざまですから、各学校の意見を聞く、というのは重要ですが、繰り返しになりますが、教委が各学校の管理者としての範囲の、学校を設置管理する権限を担っているのです。教委が採択権限の行使の範囲の中において、今回のことをやったとしても、それは法令上、可能であると考えている、ということと、「説明責任を果たしたのか」ということに関しては、我々は各教委、全て、どのような、今回のあり方として、ということ、つづきには…基本的には実地実務でありますので、チェックするという立場ではないので、それは、それぞれの教委が主体としてやってもらうと…ただ、そういう「説明責任はきちんと果たしてください」と、これは全体としては、ご意見あるかもしれませんが、今回、教育改革実行プランというのを文科省として出した時に、「教科書の採択について、きちんと説明責任を果たすべきだ」ということも、内容としてはいれている、というのはそういった考え方から…

高嶋：とりあえずね、文科省は（都教委に）「説明責任を果たすべきですよ」という回答を（6月）10日にした、という話ですから、今度は東京都の方に「そういう指導を受けたはずでしょ？」という話を（我々は）持っていける、ということになりますから、こちらで対応しようと思えますけれども、それにしても都教委が学校個々の特性というものを、あの少人数の委員が…もちろん、事務局のスタッフ、高校教育関係の人数の中にね（いるとしても）、把握しきれものではないはずでしょ？

そういう中で、今回は「日の丸・君が代」の記述に関する部分でしたけど、他の所についても今後、気まぐれにね、「これは問題じゃないか」と委員の中から声が出たりした時に、（不採択を事前に）やるということも今回の文科省の対応の仕方からいえば「許容の範囲」ということになりそうですね。

だけど、行政というのはそういうのを「やったりやらなかったりという気まぐれなことを繰り返すのは不当だよ」と…「職権濫用になるよ」ということを家永さんの教科書検定裁判で第三次訴訟で国側が敗訴する論理として、東京高裁の川上裁判長が指摘して、それを上告した最高裁の大野裁判長が採用して結果的に、文科省は4カ所で職権濫用による違法検定ということで、賠償金支払いを命じられた、というその論理は生きているわけですから、その危険性が（今回の都教委の事前不採択にも）排除されていないじゃないか、ということになると思うんです。

そこまで、地方教育行政法の（23条）6項の拡大解釈を続けていて、「これ以上はダメですよ」という枠をしめすことをしていないことからすれば、あの（家永）判決に反する事態が生れかかっている、というふうに私には見えるわけですからね、それを判決を受けた側の文科省は防止する措置を当然並行して講じておくべきではないか、という疑問は残ってますね。

増田：確認させていただきたいんですが、

教科書の採択以前に、学校の先生たちが（教科書を）選ぶ以前に「（その）検定教科書はダメなんだ」と、「検定済み教科書なんだけど使用してはダメなんだ」ということも、地教行法23条6項の「採択の行為」に入り、各教委がそれをどんどん増やしていても、法令上、問題はないし、各、日本全国1000の教委が、それぞれ、シツチャカメツチャカに「（検定済み教科書でも）これ

はダメ、これは考え方が合わないからダメ」と言っても、「23 条 6 項の範囲に入る」と（文科省は主張していると）今まで聞いていると思いましたが、それでいいのでしょうか、ということと

そこまで教委の採択権を言うなら、竹富町が「違法状態」なのですか？ 竹富町教委は十二分に説明責任を果たしています、町民の人たちはなんら「それは違法行為ではないか」という声はないはずだ、と思いますが、竹富町教委に対してだけは「採択権がない」ように言いながら、東京都教委をはじめとする「異例な」、これをほっとけば、さっき言いたみたいな事態も良いみたいに言われるわけですから、教科書検定の意味なんかまるでない、と思うんですが…お聞かせください。

文科：先ず、最後の、どんどん、そういうのが進んでいったいいのか？ ですが、高嶋先生がおっしゃったとおり、権限行使というのはもちろん、権限があるにしても、裁量権を逸脱したら、もちろん、違法性を問われる、権限に常に付きまとうものなので、そういった観点で、私申し上げました説明責任という合理性といったもの、きちんと持たなければならない、と申し上げたということ、それともう一つ、

竹富町の問題は、教科書無償措置法の別の法律の話があるので、一点だけ、今回のような状態になった時に、かなり法律が、もともと想定していないことになって、それも法律の解釈になって、文科省の中だけでなく内閣法制局とかも含めて議論、解釈したわけですが、その時、結局、教科書無償措置法の定めに違反したからといっても、そもそもの採択権限を有している者が採択をしたことになっている以上は、教科書採択自体は無効とまでは言えないと、解釈をしている、ということがあります。

高嶋：文科省はジレンマに陥っているように見えるから…

増田：でも、それをおっしゃるんでしたら、都教委は学校の先生たちが選ぶ前に、文科省検定合格否定して「(教科書として) 不合格だよ」ということは、法が全然、想定していない事態ではありませんか。

佐藤：さっき、おっしゃった合理性がない。

司会：合理性ということについて、都教委がどんな説明をしているかご存知でしょうか。都教委が我々に対して都民に対して、文科省においてはどんな説明をしたかぐらいは御存じではないかと思うんですが、それが合理性があると判断されますか？

文科：一つは議決の決議を文書化しているということと、他の教委はあまりそんなやられていないと思うが、高等学校の教科書について、東京都は参考資料をかなり作られていると、その内容については文科省という組織は調査官以外は、行政官の組織でその行政的な観点から、判断し、個々の内容というのは文科省の立場として、そこを申し上げるのは、そこは難しいと思います。

増田：「こういうふうに説明責任を果たしています」という報告は（都教委から）あったんですか？

文科：それは、そもそもの都教委からの問い合わせ自体「法令上、可能か」という話だったので、我々も「留意してください」と言ったわけで、それに対して別に報告とか、求めたわけでもないで、そういった話を聞いたわけではありません。

増田：それで今、問題が起こってきていて、「合理的な説明」について、問い合わせたこともなく、ご存知もないわけですか？

文科：それについて、先ほど申し上げましたとおり、文科省は行政機関として、その個別の内容について説明が尽くされているかどうか、というのを詳しく吟味する立場にない、と思っていますので、説明を求めたりとかしていません。

増田：それは無責任ですよ。『異例なことだ』と認識があり、当然、都教委だって「これは異例かもしれない。もしかしたら『法令に違反する』と言われるかもしれない」というところがあって、それに（違反しないと）お墨付きを与えたのが文科省ではありませんか？ それでいて、その結果にはついては知らない、というのは無責任な気がします。

文科：地方の教育執行委機関と、国という立場で、国はやはり法律を所管する立場で、法律の解釈を示さなければならない、という責任がありますので、その観点において回答申し上げて、説明責任ということに関しては執行機関として基本的には都教委が主体的にやるべきことなので、その点が、もちろん違いがあります。

高嶋：そうすると、都教委に対して指導責任は原則としてあるわけだから「あとは都教委の勝手です。」ということで文科省としての説明を済ませられる事案じゃないと言えますね。

これは国会質問されることになったら、やはり情報収集はせざるを得なくなるはずだし、そうなる前にね、そういう指導したんだと、しかも、異例だから、今後、似たようなケースが起こるかもしれない、ということを想定して、場合によっては歯止めをかけなくてはいけないんじゃないか、という議論が課内でなかったのかな？ ということを含めながらね、今からでも情報収集しておいて、「ここが不都合じゃないか」ということが、課内で見えたら、「今後は、やるな」という意味を含めて（都教委に対する）指導があつてしかなるべきじゃないかな、と思います。

文科：情報収集ということに関しては、都教委だけではなくて、採択の説明責任は重要だと言っているのも、他のところも含めて、きちっと深く考えていかなければならないテーマだと思うので検討したいと思います。

〇〇：さっき説明責任うんぬんの所で、都教委は文書があるからといった…議決の文書が…去年のようなやり方…こそこそと電話して…「あれは、おかしい」ということになりますか？ 説明責任を

果たしてないと。

文科：それについては我々は問い合わせを受けて「こういうふう具体的にやった」と聞いてないので、それについて「いい、悪い」ということは難しい。

高嶋：（都教委からの）問い合わせの時、「去年はこういうふうにしたんですけど」ということは出ないまま、「今年、こういうふうに行うと思うけど」という話の持って行き方だったんですかね？
「もう、去年、こういうことをやったんだ」ということは、都教委は出版労働組合の公開質問状に対して文書で答えているんですよ。その事実、認めてるんですよ。だから、逆に「これでもう露見しちゃったんだ、それなら開き直って、東京都はこういう姿勢に転じた」という解釈されたりする…そうすると、そういう問い合わせがあった時、教科書課が、そういう情報、事前に持っていれば、「去年と違うやり方をするんですね」という確認の仕方もあったな、という気がする…今からでも事情確認すれば…

我々が懸念するのは、来年も繰り返され、もっとエスカレートしないか、東京都がエスカレートだけでなく、他の教委も同様のことを「合法だからやっていいんだな」という受け止め方をすることにならないかというところで、大元の地教行法（第23条）6項の拡大解釈が一層エスカレートしないか、そうなったら、本当に繰り返しかえし言われている検定制度そのものが形骸化しちゃうという問題が出てくる。

増田：私たちは「検定制度は廃止すべき」と言っていますが、今の制度の中で、こんな拡大解釈を許して、「何やっても、採択権者だから、いいよ」ということじゃ、法の意味がないんじゃないですか？と…それをキチッとするのが文科省なのに、逆にお墨付きを与え肩を押してあげた、というのは納得できない気がします。

各地の教委が、検定済み教科書、（検定）合格しているのに、「いや、うちの地域では不合格」と、そんなことは想定されたことも無かった、と思います。（そんな事態は）学校教育法が想定していないと考えるのですが、（都教委の行為は）脱法行為でしかない、と考えるのですが…「（法律に「禁止」と）書いてないから、何をやっても良い」というのは、それはないだろうと思うんですね。

佐藤：先ほど言われた形式的にはどうだという、そういう解釈は先ほどからお聞きしていますが、内容ですね、そういう解釈をすることによって、いったい、どのような結果が出るのかと…そして、そこに合理性があるのか、というようなことをお考えになって、これは、ぜひ、都教委に「そういう問題があるんだ」ということを指摘して、指導していただきたい。

〇〇：先ほど、高嶋先生、大事なことおっしゃった。カリキュラム決定権を裏付けるものは、教科書採択と、おっしゃったじゃないですか。渡辺さんの見解とだいぶ違うですよ。渡辺さんは教委のフリーハンドみたいなんだけど、もう一回、生徒の自主性の方はさっき議論あったけど、カリキュラムの決定権を裏付けるのは教科書採択ということについて、渡辺さんのお考えを聞きたいん

ですが。

渡辺：カリキュラムの決定権が採択権限を裏付ける？

〇〇：当然です。

高嶋：「カリキュラムの決定権は学校現場にある」ということを具体的に裏付けているのが、教科書採択だし、それから私が（大学で）学生に言ってきたのは、成績評価は個々の授業を実施している教師にあるので、授業だって、実は実際の授業は最終的には担当の教師が目の前の生徒の様子を見ながら、用意した授業を臨機応変に進行させてやるもので、そこで最終的なカリキュラム決定権の行使というのが、校長ではなくて個々の教師によって実行されているのだ、ということになるのと、また、裏表のものとして成績評価権というのが個々の教師にあるので、校長が成績を変更するように指示することは違法なんだ、それはできないんだ、それだけある意味、責任ね、自負を持って授業を教師はやるべきなんだ、と説明していますが、実態はそうなんだと思うんですよ…一応、建前は「(成績評価権は) 学校にある」と言いますが、特に高校の場合は専科制ですから、科目が違う、教科が違うと教科書の選び方というのは相当専門的な知見を持っていないと、担当の教師が「これで行きたい」という、教科会などで決めたものを、校長の名前で委員会に「希望」として届ける、というのが、カリキュラム決定権を尊重して保証する、そういう対応のはずですね。

それは、今までは、ほぼ全国で「採択権限は教育委員会にある」という建前は言われているけど、事実上、その学校希望を承認した形で採択行われているから、実態はカリキュラム決定権は保証されているのと同じだ、というので、学校現場からは、強い不満は出ていなかったわけですよ…それをね、建前論を振りかざしてね、一気に突き崩す状況ね、東京都は去年は内々にやった…それを「今回は文科省のお墨付きを得て、やった」ということが明らかになると、やっぱり、他の教委でもね、多少、それぐらいはやりたいと思っている気配はなくはないな、と思われるだけに、エスカレートするきっかけを作ってはいないか、という意味で、「文科省、大丈夫ですか？」と念を押したい。

増田：それと関連しますけれども、私は百万歩譲ってね、教委として「この教科書はイヤだな」と見解表明ぐらいは、それこそ、表現の自由に入るかな、と思うんですが、「教科書として適切でない」と公に定めることは、どう考えても、再検定行為であって、現在の学校教育法の 34 条に全く違反するのではないか、と考える、その 2 点を…

文科：編成権ということに関しまして、カリキュラム編成は学校でやっているんだから、教科書採択についても学校ごとでやるべきだ、という、それは、そういうご意見があることも承知していますし、そういった政策判断としては少なくとも我々も事務の立場でいうと、現行制度はこうなっていて、それをどうあるべき、どう考えるべきかは、やはり政策判断にかかることになってくると思いますので、我々は、こうあるべきということを申し上げるのは難しく、それは学校の法令

上、教科書の採択権限は学校の設置管理の権限として、教育委員会の権限になってます」ということですね、そういった議論があることは承知しています。

高嶋：議論というよりはね、それが生徒に最も適した教育を保証するための大原則なんだ、ということ
はね、事あるごとに教委に念を押す、という責任は文科省にあるはずだ、と思うんですよね。

文科：先ほどの東京都のことですが、繰り返しになりますけれども、「公定された」というおっしゃり方、
教委の意志決定として「(実教出版教科書は)使わない」と表明された、という…

増田：「使わない」ということを表明したんじゃなくて「(教科書として)適切でない、(教科書として)
使用することは適切でない」…

文科：「こういう理由から、都教委としては(教科書として)使わない」と判断した、ということだと思
っています。

増田：採択の範囲内？

文科：ということが、採択権…

増田：採択権の範囲内？

高嶋：それにしてもね、250 頁ぐらいある B5 版の教科書の中の横注の、わずか 2 行じゃないですか？ 本
文でもない、その部分が「都教委の見解とは食い違う中身を含んでいる」ということで気になっ
た、ということは教委の立場としてあるかもしれないけど、だからと言って、「あの教科書全体を
東京都の学校で使わせないつもりだ」という権限行使をするという態度表明するのは、いくらな
んでも権限濫用じゃないか、という指摘は可能なわけですよ。

「その部分を授業で使うことになった学校は東京都教委の言い分も生徒に示して生徒に考えさ
せるように」という要望をする、というのは許容範囲だな、と我々でも思います。「一切生徒の目
に触れさせるな」というのを…その部分だけではなく、教科書全体を否定しちゃうというところ
まで、権限を使う、というのは「職権濫用」と言われた時、「そうではありません」という説明し
た気配は都教委にはありませんからね、他の教委のところでは「それは、いくらなんでも、ちょ
っと、やりすぎじゃないの？」と教育委員が発言したと記録にあったりしているんですよね。そ
っちの方が、よほど健全な議論しているな、という気がしてます。

増田：それはご存知ですよね？ 埼玉県教委なんかは、いくら、右翼の政治家なんかが
「(実教出版教科書を使うのは)やめろ、やめろ」と言ったんだけど、それは…

文科：埼玉県教委の個別の動向はちょっと…(それぞれ)動向は知っていますが。

高嶋：だから、そこらへんでね、これが職権濫用ではないか、というような議論の材料になることから、という意味ではね、とても説明責任を果たしてはもらえていない、と思うので、そのあたり、文科省は先ずどうしたのか、という状況の把握を都教委に対して改めて働きかけてやってもらいたいし、少なくとも来年以降、同じことをやるつもりなのかどうかということも状況把握をした上で、こんな場に出てきている意見なんかを課内で検討して、やっぱり、歯止めをかけないと…社会的責任は都教委のことでは済まなくなるじゃないか、という事態だということは認識しておいてほしい。

〇〇：(質問項目の) 5 の②だけね、言っていない。歴史の陰の部分を含めてね、創意工夫するとね、文科省はなんとおっしゃる？ 文科省は「いろいろ言うことは良くないと考えている」とおっしゃったような気がするが、③のところ、政府の見解と異なる見解を否定するものでないと、政府見解が書いてない場合、どのくらいの分量で書かせるのか、その割合とかね、5:5とか、そう考えているのか、差し支えない範囲で答えてほしい。

政府見解をバーっと書かせるのではないかと懸念しているのだけれど…自衛隊の問題とか…

文科：基本的に、どの分量というのは、検定は意見つけるだけで、「どういうふうに直せ」と言わないものですから、分量 というのは、検定基準というのは、まだ(13年12月18日現在)決まっていない。明日審議会ありますけれども、ただ、どれだけ書かせる、という、そういった議論にはならないです。

〇〇：一点目のところ、各社の創意工夫をね、我が国の歴史の負の部分を書くことは各社に任せておいて、文科省が押し付けることはできない、そんな言い方をされた…正確にちょっと…

文科：いわゆる、基本的には学習指導要領に基づいて著作編集していただいて、その上での裁量権は発行者にあるということ、各発行者の創意工夫について「いい、悪い」と文科省がいうことは難しい、と申し上げました。

学習指導要領とか書検定基準とかで、決まっているものは検定という形で出るでしょうけれども、それ以上の創意工夫について「いい、悪い」ということを文科省として言うことは難しい。

〇〇：育鵬社(教科書)について、もっと(検定)意見を付けてほしいと、我々は思うけど、それは難しい？

文科：それは(検定)基準の範囲で意見を付けるということです。